教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理(沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則)

県立学校教育課

1 概 要

沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年9月30日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により改正したので同条第2項の規定により報告する。

2 沖縄県立特別支援学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則 の一部を改正する規則案の概要

共生社会の形成及びインクルーシブ教育システムの構築に向け、障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶ仕組みと、一人一人の教育的ニーズに応じた学びを保障するための調査研究を行うため、知的障害の程度が中度・重度である生徒を対象に県立真和志高等学校に県立島尻特別支援学校真和志高等学校分教室を新設するため、規則を変更する。

- (1) 沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について
 - ア 第2条中「教育基本法(昭和22年法律第25号)」を「教育基本法(平成18年法律第120号)」に改める。
 - イ 別表第1中、沖縄県立島尻特別支援学校の知的障害の項中に、真和志高等学校分 教室を加える。(別表第1関係)
 - ウ この規則は、令和3年4月1日から施行する。(附則)
- (2) 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について ア 別表第1中、全県学区の部沖縄ろう学校の項の次に、沖縄県立島尻特別支援学校 真和志高等学校分教室の通学区域を加える。(別表第1関係)
 - イ 別表第1中、全県学区の部森川特別支援学校の項中「国立大学法人琉球大学医学部附属病院」を「琉球大学病院」に改め、同表島尻学区の部中「島尻特別支援学校(知的障害」を「島尻特別支援学校(真和志高等学校分教室を除く。) (知的障害」に改める。(別表第1関係)
 - ウ この規則は、令和3年4月1日から施行する。 (附則)

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条沖縄県立特別支援学校管理規則(平成22年教育委員会規則第3号)第2条

4 参考資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

新旧対照表 (第1条関係)

				沖縄県立	2特別3	沖縄県立特別支援学校管理規則		年沖縄	(平成12年沖縄県教育委員会規則第8	規則第8号)	新旧対照表				
			改	田							遛	行			
紙	第1条 (略)							飛 (中 開 (中)	油 雅 油	は、地方教育 定に基づき、 ど要な事項を	が行政の組織] 沖縄県立特 だめるもの。	及び運営に 別支援学れ とする。) この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162 33条の規定に基づき、沖縄県立特別支援学校(以下「学校」という。)の管 に関し、必要な事項を定めるものとする。	法律第162。) の管
第 8 障 校 6	(学校の目的) 第2条 学校は、教育基本法 (平成18年法律第120号)、学校教育法 (昭26号)、その他教育に関する法令に基づき、それぞれ視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とすの困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的と	教育基本法 教育に関する 自由者又は诉 高等学校に準	の目的) 学校は、教育基本法(平成18年法律 その他教育に関する法令に基づき、 肢体不自由者又は病弱者(身体虚対 校又は高等学校に準ずる教育を施す 成別に自立を図るために必要な知識	<u>5律第120号</u> き、それぞ 虚弱者を行 値すととも	<u>い、海</u> れ視覚 含む。、 で、障 で、、障	(学校の目的) 第2条 学校は、教育基本法 (平成18年法律第120号)、学校教育法 (昭和22年法律第26号)、その他教育に関する法令に基づき、それぞれ視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。	和22年法律第 障害者、知的 幼稚園、小学 上又は生活上 する。	無	(学校の目的) 2条 学校は、 ³ 6号)、その他教 障害者、肢体不 校、中学校又は 上の困難を克服し	教育基本法7育に関する3自由者又は36高等学校に37し自立を図る	交の目的) 学校は、教育基本法(昭和22年法律第25号) 、その他教育に関する法令に基づき、それぞえ 者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含 中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとと 困難を克服し自立を図るために必要な知識技能	<u>事第25号</u> 、それぞ 虚弱者を 施すとと、	、 学校 れ視覚!i 含む。) もに、 Pa Eを授け	(学校の目的) 2条 学校は、教育基本法 (昭和22年法律第25号)、学校教育法 (昭和22年法律第26号)、その他教育に関する法令に基づき、それぞれ視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。	(昭和22年法律第2 聴覚障害者、知的 て、幼稚園、小学 る学習上又は生活 と目的とする。
無	(名称、位置、 第3条 (略)	修業年限等)						第 名 条 条 め が	# 10	、位置、修業年限等) 学校の名称、位置、障害の種類、 ところによる。		部、季、一种	修業年周	部、科、修業年限及び学科は、別	別表第1亿
無	第4条~第84条	(器)						派 4	第 4 条~第84条	(曜)					
函	別表第1(第3彡	(第3条関係)						別	表第1 (第3条関係)	関係)					
	名称	位置	障害の種類	5年	# **	修業年限	李 ************************************		名称	位置	障害の種類	湿	₩	修業年限	
	沖縄県立島尻 特別支援学校	八重瀬町字 友寄	知的障害肢体不自由	幼稚部小学部		1年、2年、3年6年		<i>→</i> 4	沖縄県立島尻 / 特別支援学校 /	人重瀬町字人	知的障害が放体不自由一	幼稚部 小学部	9	年、2年、3年年	

	華通科					
3年	3年	9 年				
中学部	高等部	小学部				
		知的障害			(器)	(知
		馬天小学校 南城市佐敷 知的障害 分教室 字津波古			(第6条の2関係)	号様式 (略)
		馬天小学校 分教室	(新設)	***************************************	別表第2(第6条	第1号様式~第21号様式
					留	無
	普通科		華通科	******		
3年	3年	6年	3年			
			'	*****		
中学部	高等部	小学部	高等部			
		知的障害	知的障害	************	(器)	(器)
		南城市佐敷 知的障害 字津波古	那覇市字真地		(第6条の2関係)	
		馬天小学校 分教室	真和志高等 学校分教室		別表第2(第6条	第1号様式~第21号様式
				"	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

_
逐
蘫
朱
$^{\circ}$
無
表
溫
衣
Ш
ᄑ

		沖縄県立特別	沖縄県立特別支援学校の通学区域に	関する規則	(平成22年沖縄	(平成22年沖縄県教育委員会規則第3	3号)新旧対照表	
		改正	殊				現行	
第 1 条~第 5 条	然 (器)				第17米 (大学) (大学) この規則は、沖縄県立 (以下「学区」という。	(趣旨) 1条 この規則は、沖縄県立特別支援学校(以下「特別支援学校」という 学区域(以下「学区」という。)について必要な事項を定めるものとする	という。)の通 とする。
					学 2 の 県		支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部(普通科に限る。)別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、3。	
					2 特別 (特別文援学校の局等部の人字者道援学校の高等部の合格者の数が学科きの当該募集に係る特別支援学校の規定にかかわらず、県全域とする。	特別文援学校の高等部の人字者選抜のための字刀検査による選抜の結果、特別文援学校の高等部の合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集に係る特別支援学校の高等部の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。 株団士梅学校の言葉如(英语科)の学だは、自今様による	来、帯が 行われると 別表第1の よった
					က	人 女士 大	国イグンドンナイ(「成る。) ツナビは、水	٠ ١ ١
別表第1 (第	2条関係)				別表第1((第2条関係)		
华区名	特別支援学校名		区域		学区名	特別支援学校名	区	
全県学区	(略)	(器)			全県学区	₹ 沖縄盲学校	(姆)	
	沖縄ろう学校	(報)				沖縄ろう学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町(本部町 立水 約 中 学 校 区 域 を 除く。)、名 護市、宜 野座村、金武町、恩納村、うるま市 (うるま市立津堅中学校区域を除く。)、 競谷 校 区域を除く。)、 競谷 村、嘉手納町、沖縄市、北	

	(新設)	(婦)	本校にあっては、独立行政法人国立病院 と行政法人国立病院 機構沖縄病院 (障害児 入 所 施 設 に 限 る。)の入所者及び 医師の許可を受けて 保護者の責任において通学可能な児童生 徒に限る。 病院内訪問学級に あっては、沖縄県立
市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、山、八重瀬町、豊見城市、浴満市、宮古島市、石垣市	(新設)	(婦)	国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、本部町 (本部町) 公 水約 中 学校 区域 を 除 く。) 、名護市、 宜野座) 村、金武町、 恩納村、 うる ま市 (うるま市立 津野中学 巨校 区域を除く。) 、 競谷 付、 嘉手約町、 沖縄市、北 台町、 北中城村、 国原町、 油添 引 市、 中城村、 西原町、 浦添 引 市、 那覇市、 南城 村 (南城)
	(新設)	鏡が丘特別支援学校 (病弱である児 童に対する教育を 行う小学部並びに 生徒に対する教育 を行う中学部及び を行う中学部及び 高等部に限る。)	森川特別支援学校
			、病障こ及けお童 歿県独院害限びてい生 に立
		(婦)	本校にあっては、独立行政法人国立病院機構沖縄病院(障害児人)の入所者及び医師の部の部門を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。
	国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、本部町(本部町 立水納中学校区域を除 く。)、名護市、宜野座 村、金武町、恩納村、うる ま市(うるま市立津壁中学 校区域を除く。)、読谷 村、嘉手納町、沖縄市、北 谷町、北中城村、宜野湾 市、中城村、西原町、浦添 市、中城村、西原町、浦添 市、那覇市、南城市(南城 市立人高中学校区域を除 く。)、与那原町、南風原 町、八重瀬町、豊見城市、 が満市、宮古島市、石垣市	(昭)	() () () () () () () () () ()
	島尻特別支援学校 (知的障害である 生徒に対する教育 を行う真和志高等 学校分数室に限 る。)		森川特別支援学校

北部病院、沖縄県立 中部病院、社会医療 法人數愛会中頭病 院、 <u>国立大学法人</u> 球大学医学部附属病 院、那覇市立病院、 沖縄県立南部医療センター・こども医療 センター・こども医療 センター、日本赤十 字社沖縄赤十字病院 及び沖縄医療生活場 同組合沖縄協同結合		幼稚部にあっては、 浦然市及び帯観市 電、部間市立神原、 地域、 上山、 校島、 真 石嶺、 校域及び安岡 中			
市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原で、 の、人重瀬町、豊見城市、 米満市、宮古島市、石垣市		西原町、那覇市(那覇市立 寄宮、古蔵、仲井真及び首 里中学校区域に限る。)、 南城市(南城市立久高中学校区域を除く。)、与那原 政区域を除く。)、与那原 八人重瀬町立東風平中学校 に関る。)、豊見城市 域に限る。)、豊見城市			
		島尻学区 島尻特別支援学校 (知的障害である 効児に対する教育 を行う幼稚部、児 童に対する教育を 行う小学部並びに 生徒に対する教育を 行う小学部並びに を行う中学部及び 高等部に限る。)			き2(第2条関係) (略)
	 \$			\$	別表第
北部海院、沖縄県庁 中部海院、社会医療 院、 大教後会中 関海 馬 村 島 市 日 市 日 市 日 市 日 市 日 市 日 市 日 市 日 市 日 市		(暑)	**************************************	mmmmmmm	
		(婦)		***************************************	
		島兄特別支援学校 公教室を除く。) (知的障害である め児に対する教育 でつった学部形がに を行う中学部形がに 高等部に限る。)	***************************************	**************************************	2条関係) (略)
		高 京 区	. «	***************************************	別表第2(第2

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

参照条文

O地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第百六十二号)

(学校等の管理)

い。め当該地方公共団体の長に協議しなければならなめ当該地方公共団体の長に協議しなければならなけるらるものうち、その実施のためには新たに予算を伴うこにおいて、当該教育委員会規則で定めようとする事取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必可機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材のい限りにおいて、その所管に属する学校その他の教第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しな

- 受けさせることとする定めを設けるものとする。教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認をる教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、2 前項の場合において、教育委員会は、学校におけ
- ばならない。 じめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなけれる当該地方公共団体の教育委員会に協いて、当該規則で定めようとする。この場合において、当該規則で定めようとするで、必要な地方公共団体の規則を定めるものとす傭、組織編制その他の管理運営の基本的事項についしない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設とされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することの関第二十三条第一項の条例の定めるところにより同

縄県教育委員会規則第3号) Ο沖縄県立特別支援学校管理規則(平成23年沖

(洲区)

は、全県域とする。おりとする。ただし、別表第二に揚げる区域についてびに高等部(普通科に限る)の学区は、別表第一のと第二条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並